

トークニズム (tokenism) としての「同性パートナーシップ制度」
—同性間での子育ての現状からみた分析—

新ヶ江章友 (大阪公立大学)

1. 研究の背景

近年、LGBTQ+の人権擁護に対する法整備の取り組みが進められているものの、日本では同性間での婚姻（いわゆる「同性婚」）を認めるための法整備が進んでいない。国の取り組みの遅れの一方、2015年以降、複数の地方自治体が「同性パートナーシップ制度」を制定することによって、LGBTQ+の人権擁護の取り組みを進めている。自治体によっては「同性パートナーシップ制度」とともに「ファミリーシップ制度」も制定されている。日本では同性間で子育てをする人々も近年可視化されてきているが、LGBTQ+によって育てられる子の福祉の保障についても法整備が十分なされていない。

2. 研究の目的

本研究では、同性間での子育てを行なっているカップルが、「同性パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」をどのように意味付け理解し、この制度をどのような理由から利用したり／しなかったりしているかを明らかにすることを目的とする。

3. 研究方法

本調査では、LGBTQ+で出産・子育てを行なっている同性カップルを対象に行ったインタビューのデータを分析する。調査対象者は、LGBTQ+で出産・子育てを行った人、あるいはこれから行おうとしている人を支援する自助グループが2021年に実施したインターネットでのアンケート（新ヶ江・長村他 2022）に回答したもののうち、インタビューにも協力できると回答したもの、および発表者がフィールド調査で関わったLGBTQ+で子育てしているもの、合計20ケースを対象とした（インタビューは個人で参加したものとカップルで参加したものがあるため、1ケースのインタビューは1～4名で参加している場合がある）。インタビューは、2022年10月から2023年10月まで行われた。なお本研究は、JSPS 科研費 21H03730 の助成を受けた。

4. 研究結果

インタビュー協力者のうち、「同性パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」のメリットとして、カップルとしての社会的承認を得ることができると述べるものもいるが、一方、子育てをしているLGBTQ+にとってはこの制度の利用がデメリットになると述べるものも多かった。この制度を利用していないカップルは、対外的にはシングルマザーと見られるため、収入が低い場合には児童扶養手当の受給ができる。しかし「同性パートナーシップ制度」や「ファミリーシップ制度」を利用している場合、自治体から同性パートナー同士で子育てをしているとみなされ、事実婚カップルと同様、児童扶養手当の受給が難しくなるという「うわさ」が子育てをしているLGBTQ+の間に流れ、その結果、あえて利用していないと答えたものも多数いた。あるいはカップルとみなされると子どもの保育所の入所制限がかけられたり、公的機関から監視されているのではないかとの不安を訴えるものもいた。したがって、子育てをしているLGBTQ+にとっては、子育てをしていないものと比較し、「同性パートナーシップ制度」を利用すると様々な公的サービスの利用が制限される可能性があり、逆に子育てがしづらい状況が生じていることが明らかとなった。

参考文献

新ヶ江章友・長村さと子他（2022）「日本における性的マイノリティの出産・子育てに関する実態把握に関する調査報告：2021年に実施したインターネット調査の結果から」『人権問題研究』19: 55-87.

キーワード：LGBTQ+、同性パートナーシップ制度、育児